

日進市教育委員会臨時会（平成 29 年 3 月）会議録

1. 日時

平成 29 年 3 月 31 日（金曜日）10 時 00 分から 11 時 25 分まで

2. 場所

日進市役所 4 階 第 1 会議室

3. 出席者

〔委員〕

吉橋一典（教育長）、森本直樹（教育長職務代理者）、山田美代子、鈴木卓也、成田ゆき江、藤井美樹の各委員

〔事務局〕

西村幸三（教育部長）、牧智彦（教育部次長兼教育総務課長）、渡辺真司（教育部次長兼学校教育課長）、松原健（学校教育課主任指導主事）、長谷川厚（学校教育課指導主事）、可児嗣久（教育部次長兼生涯学習課長）、近藤香織（図書館長）、須崎泰紀（生涯学習課主幹）、丹羽陽一（図書館主幹）

〔書記〕

嶋崎典佳（教育総務課課長補佐）、浅井真弓（教育総務課係長）、志知慈子（教育総務課主任）

4. 欠席者

なし

5. 傍聴の可否及び有無

傍聴可、傍聴者無

6. 会議録署名者

吉橋一典教育長、山田美代子と成田ゆき江の各委員

7. 議事の経過

（開会）

（会議録署名者の決定）

（議事）

- | | |
|----------|--|
| 議案第 13 号 | 専決処分事項の承認を求めることについて（工事請負契約の締結について（西小学校始め 8 校空調設備設置工事）） |
| 議案第 14 号 | 専決処分事項の承認を求めることについて（平成 29 年度日進市教育委員会事務局職員人事について） |
| 議案第 15 号 | 日進市教育委員会事務局処務規則の一部改正について |
| 議案第 16 号 | 日進市教育委員会決裁規程の一部改正について |
| 議案第 17 号 | 日進市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱の一部改正について |
| 議案第 18 号 | 第 4 次日進市生涯学習 4W プランについて |
| 議案第 19 号 | 日進市総合運動公園再生整備計画について |

- 議案第 20 号 教育支援センター主任指導員及び専任指導員の任命について
- 議案第 21 号 日進市学校医の任命について
- 議案第 22 号 日進市学校歯科医の任命について
- 議案第 23 号 日進市学校薬剤師の任命について
- 議案第 24 号 日進市交通指導員の任命について
- 議案第 25 号 日進市社会教育指導員の任命について
- 議案第 26 号 日進市スポーツ推進委員の委嘱について
- 議案第 27 号 平成 29 年度日進市小中学校教務・校務主任等について（非公開）
- 議案第 28 号 平成 29 年度日進市立小中学校事務職員の兼務発令について（非公開）
- 議案第 29 号 平成 29 年度使用補助教材（市費負担分）について

8. 次回会議日程

定例会

日時：平成 29 年 4 月 3 日（月曜日）14 時 00 分から

場所：市役所 4 階 第 3 会議室

出席者：前回の 3 月定例会と同じ

発言者及び発言内容

教育長

会議規則の定めるところにより議事を進めさせていただきます。ただ今より教育委員会 3 月臨時会を開会します。本日の会議録署名者は、私ほか、山田委員と成田委員にお願いします。会議録調製者は、教育総務課志知とします。

本日の会議には傍聴の申し出はございません。また、本日は臨時会ですので会議録の承認、教育長報告、委員報告はございません。

はじめに、議事に入る前にお諮りしたいことがあります。本日の議案第 27 号及び議案第 28 号は人事に関する案件でございますので、会議規則第 12 条により、非公開について、私から発議をさせていただきます。また、同条第 2 項に「討論を行わないでその可否を決しなければならない」とされていますので、併せて採決をいたします。

議案第 27 号「平成 29 年度日進市小中学校教務・校務主任等について」及び議案第 28 号「平成 29 年度日進市立小中学校事務職員の兼務発令について」を非公開とすることに賛成の委員は、挙手をお願いします。（全員賛成）それでは、全員賛成により

議案第 27 号及び第 28 号を非公開といたします。

なお、非公開となりましたので、本日定例会の最後に審議いたします。

それでは、議事に入ります。議案第 13 号「専決処分事項の承認を求めることについて（工事請負契約の締結について（西小学校始め 8 校空調設備設置工事））」を教育総務課から説明をお願いします。

部次長兼教育総務課長

議案第 13 号「専決処分事項の承認を求めることについて（工事請負契約の締結について（西小学校始め 8 校空調設備設置工事））」を説明します。この案を提出するのは、西小学校始め 8 校空調設備設置工事の請負契約の締結について日進市議会の議決に付すべき契約として議会の議決を経たことを報告する必要があるからです。該当規則は、日進市教育長に対する事務委任規則第 4 条第 2 項に該当します。主な内容として、工事名「西小学校始め 8 校空調設備設置工事」、契約金額は 475,200,000 円、平成 29 年 4 月 1 日から平成 29 年 10 月 31 日までを履行期間としています。契約の相手方は、カケン・閑林特定建設工事共同企業体です。契約方法は、一般競争入札です。次のページに資料を付けております。本年度は中学校、来年度は小学校の工事实施を予定しています。西小学校をはじめ、普通教室、特別教室、音楽室に空調設備を設置します。赤池小学校と、竹の山小学校の一部を除いて、各学校の空調設備設置を予定しています。総括として、合計設置台数は 249 台設置する工事内容となります。

教育長

それではただいまの説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

（しばらく間があり）

この設置工事につきましては議会において議決をいただきましたが、その際にご意見などはありましたか。

部次長兼教育総務課長

外機の設置に関しまして、騒音が気になることのご意見をいただきましたが、配慮をするように業者へ通知しています。工事施工期間につきましても、夏休み中に集中して行うようにしてまいります、との意見・答弁をしました。

教育長

ほかに、ご意見、ご質問はございませんか。（しばらく間があり）それでは、議案第 13 号に賛成の方は挙手をお願いします。（全員賛成）全員賛成により、議案第 13 号を承認とします。

続いて、議案第 14 号「専決処分事項の承認を求めることについて（平成 29 年度日進市教育委員会事務局職員人事について）」を教育総務課より説明をお願いします。

部次長兼教育総務課長

議案第 14 号「専決処分事項の承認を求めることについて（平成 29 年度日進市教育

委員会事務局職員人事について)」を説明します。この案を提出するのは、平成 29 年度日進市教育委員会事務局職員の人事異動について報告する必要があるからです。該当規則は、日進市教育長に対する事務委任規則第 4 条第 2 項に該当します。

主な内容は、別紙のとおりです。今回、市長部局へ出向する職員が 10 名います。また、教育委員会に新たに着任いただく職員が 11 名ございます。教育委員会内において異動する職員が 3 名、再任用職員は 2 名です。

教育長

ただいまの説明について、ご意見、ご質問はございませんか。（しばらく間があり）それでは、議案第 14 号に賛成の方は挙手をお願いします。（全員賛成）全員賛成により、議案第 14 号を承認とします。

続いて、議案第 15 号「日進市教育委員会事務局処務規則の一部改正について」及び議案第 16 号「日進市教育委員会決裁規程の一部改正について」を教育総務課より説明をお願いします。

部次長兼教育総務課長

議案第 15 号「日進市教育委員会事務局処務規則の一部改正について」を説明します。この案を提出するのは、教育委員会事務局の事務分掌の見直しに伴い、日進市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する必要があるからです。該当規則は、日進市教育長に対する事務委任規則第 2 条第 1 項第 2 号及び第 3 条に該当します。主な改正点は、放課後子ども教室の設置完了に伴い、事務分掌を一部削除する、視聴覚ライブラリー事業廃止に伴い、事務分掌を一部削除する、となります。施行期日は、平成 29 年 4 月 1 日です。

続きまして、議案第 16 号「日進市教育委員会決裁規程の一部改正について」を説明します。この案を提出するのは、教育委員会事務局の事務分掌の見直しに伴い、日進市教育委員会決裁規程の一部を改正する必要があるからです。該当規則は、日進市教育長に対する事務委任規則第 2 条第 1 項第 2 号及び第 3 条に該当します。主な改正点は、視聴覚ライブラリー事業廃止に伴い、課長専決事項を一部削除するものです。施行期日は、平成 29 年 4 月 1 日です。

教育長

ただいまの説明について、ご意見、ご質問はございませんか。（しばらく間があり）それでは、議案第 15 号に賛成の方は挙手をお願いします。（全員賛成）全員賛成により、議案第 15 号を承認とします。

次に、議案第 16 号に賛成の方は挙手をお願いします。（全員賛成）全員賛成により、議案第 16 号を承認とします。

続いて、議案第 17 号「日進市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱の一部改正について」を図書館より説明をお願いします。

図書館長

議案第 17 号「日進市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱の一部改正について」を説明します。この案を提出するのは、日進市有料広告掲載に関する要綱の改正により広告の審査方法を変更する必要があること、また、雑誌スポンサーを安定的に確保するため、日進市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱の一部を改正する必要があるからです。該当規則は、日進市教育長に対する事務委任規則第 2 条第 1 項第 2 号及び第 3 条に該当します。主な改正点は、(1) 広告内容の審査について、日進市有料広告審査会による審査から教育委員会による審査に変更する、(2) 同一雑誌に複数の申込みがあった場合の決定方法、雑誌スポンサーが広告内容の変更を希望する場合の申込み方法、雑誌スポンサーの期間の継続及び広告の掲載基準の広告のサイズについての変更となります。施行期日は、平成 29 年 4 月 1 日です。

改正前はすべての広告を有料広告審査会にかけていましたが、改正された後は、まず一時的に担当部署によって審査し、疑義があった場合に限り、有料広告審査会に諮ることに変更となりました。

次に第 6 条ですが、申込方法を明記したことにより年度当初の締切までに申込があった場合は抽選にし、締切日以降は、スポンサーがついていない雑誌についてスポンサー希望があった場合は先着順にする見直しをしています。

続いて、第 2 項につきましても広告の内容を改正するものです。第 3 項につきましては、今までは広告の掲載の内容は年度途中で変える事はできませんでしたが、企業の便宜を図るために年 3 回までは広告の内容変更を可能としました。

次に第 9 条については、これまで毎年申請していたものを、解約の意思表示がない限り自動的に 1 年継続するものとし、その後においても同様とし、企業の手続きを簡素化することとしました。

ほか、広告の掲載についても、広告の掲載規格を雑誌の広告範囲を裏面の半分までだったものを出来るだけ大きく、全面広告を掲載できるよう見直しをしました。

教育長

ただいまの説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員

最後に説明がありました広告掲載の規格が裏面全面まで可能になったとのことですが、負担は従来どおりでしょうか。

図書館長

企業より広告の原案をいただき、雑誌カバーの裏面に貼りつけていますので、手間は大きく変わっていません。スポンサー側にも最初からその大きさとで作成いただければ特に大きな負担とはなりません。

委員

収入になることはないということですね。

図書館長

そのようなことはございません。雑誌を購入していただく制度ですので、スポンサーになった方に購入していただいた雑誌の表面に文字でスポンサー名を提示し、その裏面に広告を貼り付けるものとなります。

委員

現在、何冊くらいのスポンサーがありますか。

図書館長

昨年は約 100 誌の募集をかけ、現在は 56 誌でございます。

教育長

他に、ご意見、ご質問はございませんか。（しばらく間があり）それでは、議案第 17 号に賛成の方は挙手をお願いします。（全員賛成）全員賛成により、議案第 17 号を承認とします。

続いて、議案第 18 号「第 4 次日進市生涯学習 4W プランについて」を生涯学習課より説明をお願いします。

教育部次長兼生涯学習課長

議案第 18 号「第 4 次日進市生涯学習 4W プランについて」を説明します。この案を提出するのは、第 4 次日進市生涯学習 4W プランの策定にあたり、議決をいただく必要があるからです。該当規則は、日進市教育長に対する事務委任規則第 2 条第 1 第 1 号及び第 3 条に該当します。内容は、別添のとおりです。

資料は 3 部構成となっており、第 4 次日進市生涯学習 4W プランの本文、それに附属します日進市生涯学習に関するアンケート調査結果の報告書、第 4 次日進市生涯学習 4W プランのパブリックコメント実施結果について、です。

まず、本文から説明します。この第 4 次日進市生涯学習 4W プランは、2 月教育委員会定例会において、ご意見聴取をお願いしたものです。その後、パブリックコメントを 2 月 13 日から 3 月 12 日まで募集し、8 名 27 件のご意見をいただいています。

プラン本文、アンケート、パブリックコメントの実施結果、となっていますが、2 月にお示ししました部分から変更した箇所が赤字になっています。この部分を中心に説明します。

目次において「生涯学習に関するアンケート調査結果報告書」を附属しましたので、赤字にて追記しました。次に 2 ページの部分、「計画の位置づけ」の中で、「日進市教育振興基本計画」について、教育の様々な諸計画の上位方にあたることを明確に位置づけるために、位置の変更をしています。続いて、4 ページの「第 3 次プランの分析と課題」の中で、赤字の部分「中学生や高校生並びに勤労者に対しての講座の実施は少ない状況です。」と修正している箇所はパブリックコメントの意見を取り入れ、一部の年代、職業という表現から具体的に記載しているものです。

続きまして、赤字で消してある部分についても、パブリックコメントでの意見を取

り入れ、同様な内容が記載されていたため、削除したものです。また、10 ページ、16 ページ、17 ページの「4W プランアンケート結果」、19 ページの表につきましても、同様の理由により削除しています。

次に 33、34、36 ページの赤字訂正については、語句の整理のためです。37 ページの「生涯学習情報の提供」については、「広報」から「生涯学習情報誌」に変えさせていただきました。パブリックコメントの方でも生涯学習の提供についてご意見をいただきましたため、広報誌より、生涯学習課において発行している情報誌を明確にしたものです。38 ページについての変更も、語句の整理のため修正するものです。

また、「家庭教育の推進」の中で「課題を抱える家族や本人」と記載されている部分についても、パブリックコメントで「家推、PTA などで家庭教育に関わることについて、大学から派遣いただく講師とその内容についてとりまとめを紹介することにより、具体的な関わりができると思う」というご意見を、解釈した結果、「本人」という言葉を追加したものです。39 ページの「スポーツ団体の活動の支援」については「各地域で提供できるように」という語句を追加しました。また、地域スポーツクラブの運営についても、「設立後の運営状況がわからない」「施策に盛り込むのであればこれまでにない取組が必要である」などのパブリックコメントでのご意見を元に、市の考え方として語句の修正、追加をしました。

最後の 40 ページの本計画の施策一覧については、分かりやすく語句の整理をしました。

次に、日進市生涯学習に関するアンケート調査結果報告書について、186 人の方から詳細なご意見、自由意見をいただいております。こちらは、「いつでも、どこでも、だれでも、なんでも」という考え方で自らの意思で学習でき、その結果を社会に寄与できるような生涯学習を目指すための意見として、真摯に受け止めてまいります。

また、パブリックコメントの実施結果については、一覧でまとめておりますので、参考にしていただければと思います。

教育長

ただいまの説明について、ご意見、ご質問はございませんか。（しばらく間があり）それでは、議案第 18 号に賛成の方は挙手をお願いします。（全員賛成）全員賛成により、議案第 18 号を承認とします。

続いて、議案第 19 号「日進市総合運動公園再生整備計画について」を生涯学習課より説明をお願いします。

教育部次長兼生涯学習課長

議案第 19 号「日進市総合運動公園再生整備計画について」を説明します。この案を提出するのは、日進市総合運動公園再生整備計画の策定にあたり、議決をいただく必要があるからです。該当規則は、日進市教育長に対する事務委任規則第 2 条第 1 項第 1 号及び第 3 条に該当します。別添の資料「日進市総合運動公園再生整備計画（案）」がございます。こちらが 2 月の定例教育委員会でお示ししました計画に、「第 1 章 計画準備」「第 2 章 庁内協議会」「第 3 章 計画内容の検討及び設定」

を追加して、更に教育委員会、社会教育委員会、1月27日から1ヶ月行いましたパブリックコメントの意見を踏まえて今回の計画としています。表紙に再生整備のコンセプト、自然豊かな環境で子どもが遊ぶことができる公園、高齢者の健康づくり、サブテーマとしまして、市民が憩える場づくり、というものを掲げています。これにつきましては、将来こうなるだろうという俯瞰図を付けています。

さきほどの、第1章、第2章、第3章に加え、第5章、第6章が増えています。

次に、資料3-2 ページ「上位関連計画より」と、現状の問題点、こちらを整備させていただき、再生整備のコンセプトに繋げていくという図を簡単にまとめたものになります。第5次日進市総合計画、日進市緑の基本計画、日進市都市マスタープラン、第3次日進市生涯学習4Wプラン、日進市スポーツ振興基本計画の様々なコンセプトを取り上げまして、自然豊かな環境で子どもと遊べる公園、高齢者の健康づくりを作り上げています。

続きまして、再生整備の基本条件です。こちらの計画の基本的な条件としまして、既存の施設を有効利用して、出来るだけ形状は保持したまま行うものとします。この計画は概ね5年程度で実現可能なもので、短・中期計画としています。弓道場、野球場、プール、テニスコートなどの有料施設については、当面現状維持をする方向で整備を進め、本来の機能を回復させるためにリニューアルを実施し、より良い利用環境の創出を図っていきます。10年以上維持していく施設としてプールや、管理棟については今回の再生整備の対象外とした条件で作っています。

次に再生整備方針ですが、こちらの考え方としては、現状整理、再生に向けての素案づくり、庁内各部局の意見及び考え方から最終的な再生整備方針を作っています。3-24 ページ以降の計画案を実際の計画案として繋げてまいります。計画案のメニューは2月定例会においてお示ししたものです。変更された点は、再生整備コンセプトの部分です。

続きまして、第5章の概算工事費ですが、新たに付けさせていただきました。詳細につきましては、概算費工事費の一覧表をご覧ください。この概算費用の中には、当面このまま継続していく施設（弓道場、野球場、テニスコート）についての改修費用は含まれてはおりません。これについては、年度において予算を組んでいる改修費用において直していこうと考えています。

次に第6章の今後の事業スケジュール（案）ですが、今後行っていこうと考えております市民参加の方法をまとめております。また、最後に分かりやすい鳥瞰図をつけております。

パブリックコメントについては、17名、39件のご意見をいただいています。こちらについては、市で策定しています基本計画、基本方針以上に細かいご意見をいただいています。関係者のヒアリング、市民参加にて、ご意見をいただき、参考にして再生整備を進めて行きたいと考えております。

教育長

ただいまの説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員

概算工事費一覧表における経費についてですが、70 パーセントという数値の根拠を教えてください。

教育部次長兼生涯学習課長

諸々の諸経費については、工事を積算する上でかかる費用の一部であります。実際に工事を入札するにあたり、設計書を組む原価の経費で電話や保険などや、本社経費などもありますので、それを含んだものとなります。今は概ねこのくらいかかるということで提示させていただいています。

委員

同じく、概算工事費についてですが、直接工事費はどのくらいの割合になりますか。

教育部次長兼生涯学習課長

直接工事費に通常ですと現場に対する諸経費が入り、原材料費に近いものとなります。

教育長

他に、ご意見、ご質問はございませんか。（しばらく間があり）それでは、議案第19号に賛成の方は挙手をお願いします。（全員賛成）全員賛成により、議案第19号を承認とします。

続いて、議案第20号「教育支援センター主任指導員及び専任指導員の任命について」を学校教育課より説明をお願いします。

部次長兼学校教育課長

議案第20号「教育支援センター主任指導員及び専任指導員の任命について」を説明します。この案を提出するのは、日進市教育支援センター条例第4条及び同条例施行規則第4条第3項第1号により主任指導員及び専任指導員の任命について議決をいただく必要があるからです。該当規則は、日進市教育長に対する事務委任規則第2条第1項第8号及び第3条に該当します。任命人数は、主任指導員1名（新任）、専任指導員1名（新任）です。任期は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までとなります。別紙にて名簿をつけていますのでご確認願います。説明は以上です。

教育長

ただいまの説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員

主任指導員、専任指導員共に変わるということですね。これまでみえた指導員の方はお二人とも退職されるということですね。

部次長兼学校教育課長

そのとおりです。

委員

両方の指導員が変わることによって、様々な影響が心配されますが、その辺りについてはどう対処していきますか。

部次長兼学校教育課長

先日も支援センターの引き継ぎに同行させていただきましたが、しっかりと業務に遺漏がないよう、また、こどもたちへの配慮もお願いしてまいりました。

教育長

ほかに、ご意見、ご質問はございませんか。（しばらく間があり）
それでは議案第 20 号「教育支援センター主任指導員及び専任指導員の任命について」賛成の委員は、挙手をお願いします。（全員賛成）全員賛成により、議案第 20 号を承認とします。

続いて、議案第 21 号「日進市学校医の任命について」、議案第 22 号「日進市学校歯科医の任命について」、議案第 23 号「日進市学校薬剤師の任命について」を一括で学校教育課より説明をお願いします。

部次長兼学校教育課長

議案第 21 号「日進市学校医の任命について」を説明します。この案を提出するのは、日進東中学校学校医が、平成 29 年 3 月 31 日で退任することに伴い、新たに学校医を任命すること及び任期が終了する学校医を平成 29 年度も引き続き再任することについて議決をいただく必要があるからです。該当規則は、日進市教育長に対する事務委任規則第 2 条第 1 項第 8 号及び第 3 条に該当します。任命人数は 13 名（新任 1 名・再任 12 名）です。任期は、平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までです。

次に、議案第 22 号「日進市学校歯科医の任命について」を説明します。この案を提出するのは、任期が終了する学校歯科医を平成 29 年度も引き続き再任することについて議決をいただく必要があるからです。該当規則は、日進市教育長に対する事務委任規則第 2 条第 1 項第 8 号及び第 3 条に該当します。任命人数は 13 名で、すべて再任です。任期は、平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までです。

続いて、議案第 23 号「日進市学校薬剤師の任命について」を説明します。この案を提出するのは、竹の山小学校及び日進北中学校薬剤師が、平成 29 年 3 月 31 日で退任することに伴い、新たに学校薬剤師を任命すること及び任期が終了する学校薬剤師を平成 29 年度も引き続き再任することについて議決をいただく必要があるからです。該当規則は、日進市教育長に対する事務委任規則第 2 条第 1 項第 8 号及び第 3 条に該当します。任命人数は、12 名（新任 1 名・再任 11 名）で、任期は、平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までです。

教育長

ただいまの説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員

確認ですが、各名簿にあります「再任」の医師は同じ学校を引き続き担当されるということでしょうか。

部次長兼学校教育課長

そのとおりです。

教育長

ほかに、ご意見、ご質問はございませんか。（しばらく間があり）

それでは議案第 21 号「日進市学校医の任命について」賛成の委員は、挙手をお願いします。（全員賛成）全員賛成により、議案第 21 号を承認とします。

続いて議案第 22 号「日進市学校歯科医の任命について」賛成の委員は、挙手をお願いします。（全員賛成）全員賛成により、議案第 22 号「日進市学校歯科医の任命について」を承認とします。

続いて議案第 23 号「日進市学校薬剤師の任命について」賛成の委員は、挙手をお願いします。（全員賛成）全員賛成により、議案第 23 号を承認とします。

続いて議案第 24 号「日進市交通指導員の任命について」学校教育課より説明をお願いします。

部次長兼学校教育課長

議案第 24 号「日進市交通指導員の任命について」を説明します。この案を提出するのは、日進市交通指導員設置要綱第 4 条及び第 5 条に基づき、日進市交通指導員を任命する必要があるからです。該当規則は、日進市教育長に対する事務委任規則第 2 条第 1 項第 7 号及び第 3 条に該当します。任命人数は、29 名（再任 27 名・新任 2 名）です。任期は、平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までです。

教育長

ただいまの説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

私からの質問ですが、名簿 28 番・新任の蟹江さんは北小学区 2 箇所を受け持つということでしょうか。

部次長兼学校教育課長

そのとおりです。北小学校は新しい交差点が出来ました関係にて、指導員を 2 名増員しています。名簿 21 番の倉知さんと 28 番の蟹江さんとで児童が集中する時間帯は 2 名で対応します。蟹江さんにつきましては、その前の時間帯におきまして白山交差点にて指導した後に、児童が集中する新岩崎橋西交差点へ移動して共に指導することになります。

教育長

ほかに、ご意見、ご質問はございませんか。（しばらく間があり）
それでは議案第 24 号「日進市交通指導員の任命について」賛成の委員は、挙手をお願いします。（全員賛成）全員賛成により、議案第 24 号を承認とします。

続いて、議案第 25 号「日進市社会教育指導員の任命について」について、生涯学習課より説明をお願いします。

部次長兼生涯学習課長

議案第 25 号「日進市社会教育指導員の任命について」を説明します。この案を提出するのは、日進市社会教育指導員設置等に関する規則第 4 条により社会教育指導員の任命について議決をいただく必要があるからです。該当規則は、日進市教育長に対する事務委任規則第 2 条第 1 項第 8 号及び第 3 条に該当します。任命人数は、1 名（再任）となります。任期は平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までとなります。社会教育指導員名簿は別紙のとおりです。

教育長

ただいまの説明について、ご意見、ご質問はございませんか。（しばらく間があり）

それでは議案第 25 号「日進市社会教育指導員の任命について」賛成の委員は、挙手をお願いします。（全員賛成）全員賛成により、議案第 25 号を承認とします。

続いて、議案第 26 号「日進市スポーツ推進委員の委嘱について」を生涯学習課より説明をお願いします。

部次長兼生涯学習課長

議案第 26 号「日進市スポーツ推進委員の委嘱について」を説明します。この案を提出するのは、スポーツ基本法第 32 条第 1 項に規定されているスポーツ推進委員の委嘱について、議決をいただく必要があるからです。該当規則は、日進市教育長に対する事務委任規則第 2 条第 1 項第 8 号及び第 3 条に該当します。委嘱の人数は、16 名（新任 1 名・再任 15 名）です。任期は平成 29 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までとなります。日進市スポーツ推進委員名簿は別紙のとおりです。

教育長

ただいまの説明について、ご意見、ご質問はございませんか。（しばらく間があり）

委員

新任の方については、住民票が日進市の方ではないようですが、日進市スポーツ推進委員は日進市民でなくてはならない、という規定はないのでしょうか。

生涯学習課主幹

日進市スポーツ推進委員に関する規則に基づき、推薦させていただいています。日進市民でなければならないという定めはなく、住所変更については、特にございません。日進市に家族の方が在住しており、1年ほど前よりそちらにお住まいになって、赤池にある支店に勤務しているとのこと。この経緯を踏まえ、今回の推薦となります。

教育長

ほかに、ご意見、ご質問はございませんか。（しばらく間があり）

それでは議案第26号「日進市スポーツ推進委員の委嘱について」賛成の委員は、挙手をお願いします。（全員賛成）全員賛成により、議案第26号を承認とします。

次の議案第27号及び議案第28号は冒頭でも説明しましたとおり非公開案件ですので、のちほど審議いたします。

続いて、議案第29号「平成29年度使用補助教材（市費負担分）について」を学校教育課より説明をお願いします。

部次長兼学校教育課長

議案第29号「平成29年度使用補助教材（市費負担分）について」を説明します。この案を提出するのは、日進市立学校管理規則第10条により平成29年度市費負担分補助教材の使用について議決をいただく必要があるからです。該当規則は日進市教育長に対する事務委任規則第2条第1項第17号及び第3条に該当します。使用補助教材は別紙のとおりです。

教育長

ただいまの説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員

確認ですが、補助教材は28年度と比較して全く同じものなのか、変わっているのかどうか、また、購入区分は変わっているのかどうかを教えてくださいませんか。

部次長兼学校教育課長

昨年度と全く同様の補助教材となります。

教育長

ほかに、ご意見、ご質問はございませんか。（しばらく間があり）

それでは議案第29号「平成29年度使用補助教材（市費負担分）について」賛成の委員は、挙手をお願いします。（全員賛成）全員賛成により、議案第29号を承認とします。

それでは、最後に非公開としました議案第27号、第28号の議事を行います。生涯学習課と図書館の方は退室をお願いします。（生涯学習課、図書館退室）

それでは、再開します。議案第 27 号を学校教育課より説明をお願いします。

学校教育課指導主事

議案第 27 号「平成 29 年度日進市小中学校教務・校務主任等について」を説明します。この案を提出するのは、平成 29 年度日進市立小中学校教務・校務主任等について議決をいただく必要があるからです。該当規則は日進市教育長に対する事務委任規則第 2 条第 1 項第 7 号及び第 3 条に該当します。(内容については非公開)

教育長

ただいまの説明についてご意見、ご質問はございませんか。(しばらく間があり)それでは議案第 27 号「平成 29 年度日進市小中学校教務・校務主任等について」に賛成の委員は、挙手をお願いします。(全員賛成) 全員賛成により、議案第 27 号を承認とします。

続いて、議案第 28 号「平成 29 年度日進市立小中学校事務職員の兼務発令について」を学校教育課より説明をお願いします。

学校教育課主任指導主事

議案第 28 号「平成 29 年度日進市立小中学校事務職員の兼務発令について」を説明します。この案を提出するのは、平成 29 年度日進市立小中学校事務職員の兼務発令について議決をいただく必要があるからです。該当規則は、日進市教育長に対する事務委任規則第 2 条第 1 項第 7 号及び第 3 条に該当します。(内容については非公開)

教育長

ただいまの説明についてご意見、ご質問はございませんか。(しばらく間があり)それでは議案第 28 号「平成 29 年度日進市立小中学校事務職員の兼務発令について」に賛成の委員は、挙手をお願いします。(全員賛成) 全員賛成により、議案第 28 号を承認とします。

それでは、これをもちまして、3 月教育委員会臨時会を閉会します。

本日は平成 28 年度最後の会議となります。平成 28 年度で異動となる方から一言ずついただきたいと思います。

(部次長兼教育総務課長ほかあいさつ)

ありがとうございました。次回、4 月定例教育委員会は、来週の 4 月 3 日(月) 市役所 4 階第 3 会議室にて、午後 2 時から開催予定です。